

社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境の整備を行うため、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 行動計画内容

目標： 育児休業取得を希望する女性職員の取得率100%を継続。
男性職員の育児休業取得を推進。

<対策>

○令和3年4月～

男性職員も含め育児休業が取得できることを全職員に周知するとともに、取得希望者の個別相談に対応する。

また、育児休業期間中の代替職員の確保に努める。

目標： 女性の非正規職員から1名以上の正規職員への雇用の転換を図る。

<対策>

○令和3年4月～

女性の非正規職員から正規職員への転換を推進するため、転換制度を周知し、面談等ヒアリングを実施する。